

\$4回(令和了年度)全国豆類経営改善共





部門

- 大豆 家族経営の部
- ・大豆 集団の部
- 小豆・いんげん・落花生の部

表彰式

令和8年6月下旬 東京都内で開催 (予定)



主催

一般社団法人 全国農業協同組合中央会 株式会社日本農業新聞

後援

農林水産省 全国農業協同組合連合会 公益財団法人 日本豆類協会

協賛

全国味噌工業協同組合連合会 全国納豆協同組合連合会

事務局 (問い合わせ先) 株式会社日本農業新聞 〒110-8722 東京都台東区秋葉原2-3 ☎03(6281)5811 e-mail: mamekyo@agrinews.co.jp

実施要領

参加資格

次の要件を全て満たす個人、法人ま たは集団(任意団体等)であること。

- (1)原則として過去3カ年以上、豆類を作 付けした実績があること。ただし、経営 面積が1分以上であること。
- (2)出品豆類の作付面積が次の基準を 満たすこと。
- ①大豆 家族経営の部 家族経営(個人・法人) 全国1%以上
- ②大豆 集団の部 集団(法人・任意団体等)北海道10 **梨以上、都府県3梨以上**
- ③小豆・いんげん・落花生等の部

⑦集団(法人·任意団体等)

- ⑦家族経営(個人・法人) 北海道30%以上、都府県10%以上
- 北海道1分以上、都府県30%以上 なお、黒大豆など特定用途大豆では、 家族経営(個人・法人)は北海道1分以 上、都府県30%以上。集団(法人・任 意団体等)は北海道3分以上、都府県1 冷ル以上。
- ※出品面積は、出品豆類の作付面積 の全てとし、豆類生産と加工を別々の

農業者または農業者で構成する組織 が行い、契約により両者が結びつい ている場合は、共同で応募することも 可能とする。

- (3)日頃から耕種技術の改善に努め、出 品豆類の品質・収量が当該市町村 または都道府県の平均以上の実績を 有すること。
- (4)経営規模の拡大、生産コストの低減 など、生産性の高い豆作経営の定着 を図り、経営面から他の範となる実績 を有すること。
- (5)実需者のニーズに対応した品種への 転換や栽培方法の改善、実需者・ 消費者との連携による契約栽培など 販売方法の改善、消費拡大対策の 実施など販売を想定した豆類生産の 実績を有すること。
- (6)過去1カ年以内に本共励会において 全国表彰されていないこと。
- (7)集団については、組織的生産活動に 顕著な成果を有すること。

参加申し込み

(1)参加を希望する経営体および集団 は、事前に当該都道府県豆類経営 改善共励会事務局長(以下、「都道 府県共励会事務局長」という)にエン トリーを申し出る(様式等は任意)もの とし、その後、期日までに参加申込書 (別紙様式)を都道府県共励会事務 局長に提出する。

- (2)都道府県共励会事務局長は、参加 申し込みのあった経営体および集団 を取りまとめ、期日までに当該地方 (農政局ブロックおよび北海道)共励 会事務局長(以下、「ブロック共励会 事務局長 という) に報告する。
- (3)ブロック共励会事務局長は、都道府 県共励会事務局長から参加報告の あったものについて期日までに取りま とめ、全国豆類経営改善共励会事務 局長に報告する(報告先は、株式会 社日本農業新聞)。

褒賞の区分

農林水産大臣賞、農産局長賞、全国 農業協同組合中央会会長賞、全国農 業協同組合連合会経営管理委員会会 長賞、日本豆類協会理事長賞、日本農 業新聞会長賞。該当がない場合は、そ の賞の授与はしない。

今 後 の В 程 予

令和8年 1月19日(月)

- 都道府県共励会事務局長宛エントリー締め切り
- ●各ブロック共励会事務局宛エントリー数を報告

1月30日(金)

都府県共励会事務局長から各ブロック・北海道共励会事務局長に 参加申込書を提出 ※事前のエントリー数から変更は可

2月 2日(月)

- 各ブロック・北海道共励会事務局長から全国共励会事務局長に 参加申込書を提出
- 5月 7日(木)
- ●都道府県共励会審査実施後、各ブロック事務局長へ書類を提出 各ブロック・北海道審査委員会はブロック審査委員会開催
- - ●各ブロック・北海道審査委員会で選定された優秀経営体、集団を 全国共励会事務局長に推薦
- 5月27日(水)

5月 8日(金)

- ●全国審査委員会 開催
- 6月下旬
- 表彰式(東京都内)

